明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（**財務・国土交通**一）

二　○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**四）

〔告　示〕

三　○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**五）

四　○除籍が滅失した件（**法務**二六八）

四　○専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程を定める件（**文部科学**一七〇）

四　○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一九四一～一九四六）

四　○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（**国土交通**一〇五六）

四　○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇五七）

四　○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件（**防衛**一七三）

五　○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**同**一七四～一七八）

五　○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一七九）

五　○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八〇）

五　○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八一）

五　○道路に関する件（**関東地方整備局**二一二）

六　○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二九）

六　○大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**一三〇）

六　○道路に関する件（**中国地方整備局**七五～七九）

〔公　告〕

七　諸事項

官庁

七　製造たばこ小売定価、買収前の所有者等への売払い、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

七　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

八　押収物還付関係

会社その他

九～二四

省　令

○財務省・国土交通省令第一号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） 十一　法第十三条第二項第一号に規定する調査、研究及び情報の提供に関する事項 十二　法第十三条第二項第二号に規定する貸付けに関する事項 十三　法第十三条第二項第三号に規定する貸付けに関する事項 十四　法第十三条第二項第四号に規定する保険に関する事項 十五　法第十三条第二項第五号に規定する貸付けに関する事項 十六　法第十三条第二項第六号に規定する業務に関する事項 十七～十九　（略） （区分経理） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定	（業務方法書の記載事項） **第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） （新設） 十一　法第十三条第二項第一号に規定する貸付けに関する事項 十二　法第十三条第二項第二号に規定する貸付けに関する事項 十三　法第十三条第二項第三号に規定する保険に関する事項 十四　法第十三条第二項第四号に規定する貸付けに関する事項 十五　法第十三条第二項第五号に規定する業務に関する事項 十六～十八　（略） （区分経理） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定